

第四十九回国会 商工委員会議録第三号

昭和四十年八月五日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 内田 常雄君

理事 浦野 幸男君

理事 田中 榮一君

理事 板川 正吾君

理事 稻村左近四郎君

理事 小笠 公昭君

理事 海部 俊樹君

理事 黒金 泰美君

理事 佐々木秀世君

理事 田中 六助君

理事 長谷川四郎君

理事 三原 朝雄君

理事 桜井 茂尚君

理事 麻生 良方君

出席國務大臣 國務大臣 安井 謙君

出席政府委員 公正取引委員会 佐久間虎雄君

総理府事務官 (公正取引委員 会事務局長) 竹中喜満太君

通商産業政務次 官 進藤 一馬君

通商産業事務官 (大臣官房長) 川原 英之君

通商産業事務官 (企業局長) 島田 喜仁君

通商産業事務官 (重工業局長) 川出 千速君

通商産業事務官 (繊維局長) 乙竹 慶三君

通商産業事務官 (企業局長) 両角 良彦君

委員外の出席者

通商産業事務官 (企業局長) 両角 良彦君

専門員 渡邊 一俊君

本日の会議に付した案件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○内田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 私的独占禁止法の改正に関連いたしまして、若干独禁行政の問題についてお伺いいたしたいと思います。

まず最初に、総務長官に基本的なものからお伺いいたします。

政府は、カルテル禁止政策をあくまで堅持するお考えであるのか、それともカルテル容認政策をとらうとおられるのか、この点についてお伺いいたします。

○安井國務大臣 カルテル政策につきましては、基本的に申し上げまして、禁止主義をこのまま維持していくことには変わりはないと思っております。

○田中(武)委員 基本的に禁止政策というのはいくことですか。

○安井國務大臣 ときには例外的な扱いをせざるを得ない場合もないとは申せないことがあるわけでありまして、具体的な問題につきましては政府委員のほうから御答弁申し上げます。

○田中(武)委員 政府委員でなしに、長官、原則としては禁止政策をとる、しかし、容認政策もとらざるを得ない場合もある、こういうことだと思っておりますが、その場合にはどういう上に立ってなされますか。そのときの条件は何ですか。

○安井國務大臣 特に中小企業等でもやむを得ない場合がある。あるいは輸出等の場合に特に必要が生じてくる場合には、特例としての場合が若干あるかと思っております。

○田中(武)委員 いまおっしゃったような点はずでに単独法があるのですよ。輸取法もあるし、中小企業関係の協同組合法あるいは団体法、その他があるわけなんです。私の聞きたいことは、原則としてカルテル禁止政策は堅持する、やむを得ざる場合には容認する、やむを得ないというのはいくことか、という場合を言いますか。

○安井國務大臣 ただいま申し上げましたような特に輸出問題とかその他でたしか別のほうの法律立てになっておる場合もございますが、それだけじゃなくて、考えなければならぬ場合も例外的にはあろうかと思っております。

○田中(武)委員 その例外ということがむちゃくちゃなんです。一定のはっきりした基準がない。それをいまから明らかにしていきたいと思っております。そこで、カルテル禁止政策をとる。また、日本は私的独占禁止法がありまして、禁止の立場をとっておるわけですね。ところが、この私的独占禁止法の容認というが、除外立法が四十に達しておる。この四十の法律の性格は何ですか。あるいはその法律に基づいてなされるカルテルの性格は何ですか。

○安井國務大臣 政府委員のほうからの確なことを申し上げます。

○田中(武)委員 これは政府の姿勢をただしていいのですから、公取委員会が独禁法を守るといふことは当然なんです。当然な人から当然な答弁を聞いたって何にもならぬ。

○安井國務大臣 先ほど申し上げましたように、中小企業関係あるいは輸出入のほうの関係でやむを得ない例外的措置をとられておるものが、大部

分を占めておるわけでありまして。

○田中(武)委員 私のお伺いしておるのはちよつと違ふのですよ。カルテル除外立法といいますが独禁法除外法の性格、これはあくまでも独禁政策を堅持する、こういう立場に立った場合と、あるいはその反対に若干のゆるみがある場合と、その法律の性格が変わつてくるのです。私なりに分類していただきますから読み上げます。そのうちのどれをおとりになるか。いわゆるカルテル除外立法は、一つの考え方は、独禁法の不当な取引制限に該当するものであるけれども、これを特別の理由によつて容認するんだという態度、あるいはその除外法によつてなされたカルテル行為、その当該行為が不当な取引制限に当たらないことを公に認めるといふ態度、さらに、不当な取引制限に該当しない行為について例外的に示すものと理解する態度、こういうようにカルテル除外立法、この性格をどういふ立場をとるかによつて、その法律の性格の見方が変わるのです。あるいは学者によつてもっと見方が変わるかもしれないが、私は以上のような三つの性格のうちどれかに入らぬと思つたが、政府の政策から言うならば、以上あげた三つのどれに入りますか。

○安井國務大臣 いまおあげいただきました分類の中で、一番多いのは第一におあげになった、本来そりすべきものじゃない、しかし特別に中小企業業の立場あるいは輸出入問題といったような場合に、これは本来好ましくはないがやらざるを得ないというふうな場合の事例が比較的多いんじゃないか。それから第二、第三におあげいただいた部分の中にはあるだろうというふうに考えております。

○田中(武)委員 変なお答えを聞いたものです。それじゃあ三つに分けましたが、一の分類に属するのは、四十一のうちどのくらい法律が入つてい

ますか。二に入るのはどの法律、三はどの法律で

○安井国務大臣 それは政府委員のほうから……

○田中(武)委員 二、三もあるというのはおかし

○佐久間(虎)政府委員 ただいまのおあげいた

○田中(武)委員 そうすると、大部分は私のあげ

○佐久間(虎)政府委員 これは初めから法律の適

○田中(武)委員 ほくは、公取委員会の答弁とし

○田中(武)委員 念のためというものがあ

容認せざるを得ない場合にのみ特別立法を認め

○佐久間(虎)政府委員 御指示のとおりであり

○田中(武)委員 もつと思切つてものを言

○安井国務大臣 田中さんの御説のとおりであ

○田中(武)委員 念のためというものがあ

○田中(武)委員 念のためというものがあ

○田中(武)委員 念のためというものがあ

ることが一部でも残っているとすれば、四十

○安井国務大臣 少し私も専門的な知識が不足

○田中(武)委員 それでは、あくまでもカルテ

○田中(武)委員 それでは、あくまでもカルテ

○田中(武)委員 それでは、あくまでもカルテ

○田中(武)委員 それでは、あくまでもカルテ

○田中(武)委員 それでは、あくまでもカルテ

ルテルの四つの要件など聞こうとしているのじ

○佐久間(虎)政府委員 適用除外のほうでござ

○田中(武)委員 そうそう、不況カルテルの四

○内田委員長 それは通産省のほうから答えた

○田中(武)委員 どうですか通産省、出して

○田中(武)委員 それは不況カルテルの四つの

○田中(武)委員 それは不況カルテルの四つの

展をはかるわけでございますので、その必要からやほり独占禁止法の適用を除外する必要があり、またそれが国民経済の発展に好ましいという場合にその適用除外をいたすわけであります。

○田中(武)委員 そんな程度で、いままで全部で四十一か何かになるはずだが、通産省でも十八か、大かた二十近い独禁法適用除外立法があるんだが、あなた方はそんな基準を出しておるのですか。そうじゃないでしよう。ここでほくはほつきりしておきたいのは、カルテル容認立法、すなわち独禁法除外立法をつくる場合、いかなる条件が整ったところであるべきであるか、この基準がいままでないのだよ。だからそれをはつきりしたいということですよ。言っていることはわかりませんか、わかりませんか。いかなる条件のもとに容認立法を要するの。あるいは通産省か、あるいはその他の行政官庁か。独禁法の除外立法がたつきりあるでしよう。それを立案する場合に、どういふ条件があった、どういふところがあつた、どういふ条件のものがあるのかないのか。ないとするならば、いままでそのカルテル容認立法、独禁法除外立法についてはでたらめだつたと言わざるを得ない。その基準を聞いておる。

○島田(喜)政府委員 ただいま私が申し上げましたように、原則はそうでありませんが、具体的にどういふ適用除外立法をいたすかは先ほど総務長官からお話ございましたように、中小企業の問題あるいは輸出振興の問題、その他基礎産業その他の業種によりまして経済の実態が違ひますので、ただいま私の申し上げたような原則に立ちながら、独占禁止法を守りながら、いま申し上げたような適用を除外するわけでございまして、その場合に、私が冒頭に申し上げましたような独禁法の精神に沿ひまして、消費者あるいは関連企業者等に悪影響を及ぼさず、しかも最小限度の範囲内で不況を切り抜けてまいる、こういうことでございます。

○田中(武)委員 どうもほくの質問、ほくの問

おうとするところがわかつてないのだね。いままで審議しました、たつきりのカルテル容認立法がある。そのカルテル容認立法をつくる条件はどのようなものかと聞いておる。中小企業の問題もあれば輸出振興の場合もあるという事はわかるのだが、そんなことではないのだよ。中小企業の問題や輸出振興の問題がどういふ状態になつたときに出してくるのか。裏を返して申しましよう。どういふ条件が整つたときに公取委員会としてはカルテル容認立法を了承しますか。

○佐久間(忠)政府委員 公取の立場といたしましては、不況カルテルあるいは合理化カルテルに類する場合は、大企業の場合と中小企業の場合とは相当性質も違ふかと思ひますが、不況カルテルの場合は、大企業の場合と中小企業の場合などにつきましては、御承知のように、中小企業団体法において適用除外を設けておられるわけでございまして、中小企業は、御案内のように、大企業に比しまして相当競争の基礎が弱くて、いろいろな意味で大企業と対等の競争をするという事は困難な事情にありますので、ある種の不況の状態におちりましたときに、これを下ささしめて大企業と対抗していきけるような意味において適用除外をするものと承りいたしております。

○田中(武)委員 その中小企業のこととか、不況の起こつたのは全部独禁法自体にあるんです。独禁法自体でやれるのです。しかるに独禁法を除外する立法をつくる原因はどこにあるのか、それを聞いておるんですよ。言いかえるならば、ほとんどの容認立法は、不況カルテル、合理化カルテルあるいは独禁法における中小企業の共同行為は、日常みな独禁法自体において認められておる問題が多いんですよ。それでしよ。にもかかわらず、除外立法をつくるという事は、はつきりしないんですよ。問題は、管轄権を公取委員会から行政庁に移すところにそのねらいがあるんですよ。そうじゃないんですか。通産省で違ふと思ふなら答弁してください。問題はそこなんだよ。独禁法でやれるでしよ。それをなおかつ除

外をつくることは管轄権を移すということだ。言いかえるならば、法支配に対する行政権の挑戦なんですよ。そうではないと言ひ切れるなら、行政庁の連中、だれでもいいから答弁しなさい。

○島田(喜)政府委員 ただいま私が申し上げましたように、一度申し上げました、独禁法では、要するに原則的に自由競争を制限することは禁止されておるわけですよ。しかし、ただいま私が申し上げましたように、独禁法で許容されている以外の上げましたように、産業政策あるいは経済政策の観点から必要最小限度において自由競争の制限を認めざるを得ないということが容認される場合に適用除外が行なわれるわけでございまして。したがって、一般的に抽象的な除外の基準というものは考えられない。それはあくまでもその業種、業態あるいはその目的、政策内容によつてきまつておるわけでございまして、そのときに自由競争の権利が制限される範囲というものはおのずからその具体的な内容によつてきまらざるべきものだ、こういうふうな考えをもちます。

○田中(武)委員 結局は行政指導というか、行政をなす上において必要だから——こういうことでしよ。違ひませんか。

○島田(喜)政府委員 御承知のように、独禁政策は、ただいま申し上げましたような目的、独禁法を厳格に運用していくという立場から考えられるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、独禁法といへども、やはり国民経済の健全な発展を目的としておりますので、それを経済政策の立場から——独禁政策でなしに、経済政策の立場から調整問題というのがあるわけだと思ひます。経済政策も国民経済の発展をはかるわけでございます。その意味で、ただいま申し上げました自由競争を制限することが容認されるかどうかというものは、具体的な内容によつて個々に判断され、必要がある場合には、適用除外の立法が行なわれておるわけだ、こういうふうな思ひます。

○田中(武)委員 結局は行政目的を達するため

に、このことはじりとはとらえないが、独禁政策も経済政策です。いづゆる行政目的というか、そのためにやむを得ない場合、ぜひ必要と考えた場合、こう言つたほうがスマートな答弁になるんじゃないですか。そうじゃないですか。両角君、どうですか。私の言っていることと違ひませんか。行政目的の達成のための必要から——それはただ単に行政目的の達成の必要というか、それはいろいろ条件はあるだろうが、究極のところ行政目的を達する必要上——確認しますか。確認するたいへんだ。

○島田(喜)政府委員 やほり行政目的という面もあるかもしれないが、要するに経済政策目標、こういうことだと思ひます。

○田中(武)委員 その経済政策でも、結局通産省なら通産省管轄の行政権に基づくものなんだ、違ひませんか。これはそのくらゐにしておいて、これ以上進めていっても、こんがらがらただけだから、そこで、そういうことでございまして、容認立法をつくる、こういう態度をとつた場合に、四十からの容認立法を調べた場合に、その性格あるいはその手続、形態といふものがさまざまなんです。これを全部除外法によつて分類してみたいんですが、まず認可を要するものと要しないもの、その認可も、認可に際し公取の同意を要するものと、公取の協議を要するもの、そういうものがある。それから届け出を要するもの、その届け出を要するものでも、事前の届け出と事後の届け出とがあります。それから認可、届け出等に特別の手続を必要としなものの、それから設定命令によるもの、分類してみるといろいろ分かれるわけですよ。さて、このように一つのカルテル容認立法の中に、事前に公取委員会の同意を要するもの、あるいは協議を要するものがあるが、同意と協議の違ひ、さらに届け出だけで済むもの、それからその届け出を事前に行なわねばならぬもの、事後に行なわねばならぬもの、その他の手続によるものと分かれるわけですよ。これはどういふ理由に基づいて、どういふ立法技術の上に立つて、こういう分け方を

するの

ですか。それそれ事後に届け出をしてもいいというものと、事前に届け出をせよというものは、どういふ理由によってそれが変わってきておるのか、あるいは事前に公取委員会の同意を必要とするものと、協議というのとは、どういふところで同意と協議になったのか。それぞれの法律の本質からいって、理由をあげてください、どういふ理由か。あえて他省の管轄に属するところまで要りません。通産省関係だけでいいのです。私どもは全部分類して持ってきていますから、何条何項というところで一つ一つお伺いしてよろしい。

○島田(喜)政府委員 いまお話しのように、多少態様によって違いますが、通常は、主務大臣の認可、その場合に公取の協議をするというのが通例でございます。例外といたしましては、主務大臣が指示カルテルをいたした場合、それから輸出業者の輸出取引に関する関係というのが届け出あるいは通知、こういうことに大体なっております。

○田中(武)委員 それはわかっております。なぜその区別する必要があるのかどうか。区別をする理由、輸取法だつたら届け出でいいのだ、団体法なら事前の同意だ、こういうふうになつておるでしょう。これはこうなつておりますという答弁じゃ答弁にならないのです。片や同意を必要とし、協議を必要とし、片や届け出を必要とするといったように同じカルテル容認立法でしょう。独禁法除外立法でしょう。にもかかわらず、カルテルをつくる場合の手続がまちまちであるということ、どういふことなんでしょうか。

○島田(喜)政府委員 むしろ例外の場合を申し上げたほうがいいかと思いますが、輸出につきましては、御承知のように、価格面等によりまして過当競争を輸出振興の面から防止しなければならぬという観点に立っておりますので、そういう経済政策の面からむしろ届け出する必要がある。こういうことで輸出振興の立場から、そういう手続をしておるのであります。なおその他のカルテルにつきましては、業者のほうから、業者がお互いにカルテルを結んで、主務大臣の認可を受けてくる

わけでございますが、主務大臣が基準をきままして、すでにさきに指示カルテル——カルテルを結ぶことを指示した場合におきましては、その基準に基づいてカルテルが結成された場合には、これは届け出でいい、したがってその点が実質的に違わうわけでございます、そういう意味で容認の手続態様が違つておるわけでございます。

○田中(武)委員 どうも答えになりませんが、それじゃ輸出の場合についても、たとえば輸出入取引法における輸出業者の国内カルテル、通産大臣の認可、同法五条の二、こういうのが事前の協議になつておるわけですか。そして届け出というものは、同じ輸取法で言うならば、五条の一、輸出入取引法における輸出カルテルというように、同じ貿易、輸出の問題にしても、片や事前の公取の協議を要し、片や届け出で済むというのはどういふわけですか。

○島田(喜)政府委員 たいまお話しがございましたように、同じ輸出に関するカルテルでございます。また、国内取引に関するカルテルは、そのカルテルを結んだ場合需要者もしくは関連業者に影響を与える場合が予想されますので、そういう意味では嚴重な手続をいたしておりますが、海外に対しての場合には国内の需要者、関連業者に対する影響は比較的考えなくてもよろしいという意味で、海外に対する輸出でございますから、この点は緩和をされておるということでございます。それからいま落としましたのが、中小企業の中でも、中小企業のみか協同組合の共同施設をつくる場合の要する認可の問題は、これは実質的な競争制限の問題とは角度が違いますので、これは届け出も必要でないということになります。先ほどの指示カルテルの問題は、すでに基準をきめて指示をするわけでございます、業者のほうでカルテルを結んで主務大臣の認可を受けてくる場合とはその性質が違いますので、手続が変わつておる、こういうことになつております。

○田中(武)委員 そりすると外へ向けての輸出の場合、手続上届け出した。内のやつについては

重要であるので認可にした。それでは金属鉱業等安定臨時措置法六条によるカルテルはどうですか。これは国内じゃないですか。国外に対してですか。

○島田(喜)政府委員 これはただいま申しました指示カルテルでございます。

○田中(武)委員 そりすると届け出のあるのは、輸出向けのもの、指示カルテル、これだけなんです。それ以外全部それは特例法とか、ほかにまだ事後の届け出のやつとかいろいろありますが、事前に公取との同意または協議を行なり、こういうことになつておりますか。

○島田(喜)政府委員 非常にケースが多いものから、原則的には私が大体申し上げたような分類になつております。

○田中(武)委員 一々聞くのも何だが、それじゃ機械工業振興臨時措置法による合理化カルテル、あるいは電子工業振興臨時措置法による合理化カルテル、繊維工業設備等臨時措置法による合理化カルテル、こういうのは事後の届け出になっていきますね。その事前と事後はどつちのところだけ止めつけるのですか。

○島田(喜)政府委員 たいま申し上げましたように大臣が指示をするわけでございますから、事後の届け出、こういうことになつております。安定臨時措置法も事後でしよう。それは事前のやつが片方は事後になっていまして、それから事前のやつについても、公取委員会の認可にあつた、公取の同意、協議というふうな文字も二つのやつがあるわけですね。これはどういふ場合には同意にし、どういふ場合は協議にし、どういふ場合は事前の届け出にし、どういふ場合を事後の届け出にして、あるいはその他の手続と、こういうふうないろいろと除外立法でもカルテル容認の手続が違ふのです。これに対して何かびりつと、こういうやつは事前の協議なんだ、これは同意なんだ、これは届け出だけいいんだ、あるいはこれは事後の届け出で済むのだというふうな交通整理というか、一つの基準はあります。

通産省のほうと公取のほうで、こういう立法に対して、結局は公取が了承したということになるわけですね。それなら公取が了承するにあつて、やはり同意を必要とする、あるいは協議でつけようです、あるいはこれは公取を抜きにして主務官庁だけで届け出をやらせてもらつてもいいわけですか、そういうふうに仕分けをするのには、一つの基準がある。どういふ基準によって行なわれましたか。法制局が立法する場合にどういふ基準によってそのような手続を異にするにすることなのか。それをひとつ明確に分けてください。こういう場合はここから上のものは同意なのだ、ここまでのものは協議なのだ、これは事前の届け出になる、ここは事後でいいのだというように、四十何ほの法律の中にそれぞれ手続が違ふのです。それはどういふ基準に立つてこれから上なら同意を必要とする、これは重要だから同意なのだ。これをかりにAと言いましよう。それから次にくるものはBだ。その協議によるのはどういふことなのだ。それからC、D、Eと、分けてみて五つあるのだ。A、B、C、D、Eとは同意と協議と分かれるのだ、それは一体A型とはどういふものか、B型とはいかなるものか、それをはっきりしてください。

○佐久間(虎)政府委員 たいまのお尋ねでございますが、それぞれの業種、それからまた過去の経緯、方針等によりまして、一つの基準によつてこれを振り分けていくというふうには私は了解をいたしております。しかし最近の独占禁止法の運用といたしましては非常に慎重に運ぶことにいたしておりまして、かりに協議の場合でありまして、同意と同じように内容を十分に検討しまして、当方の意向を先方に伝えるというふうにして、ほとんど同意に近い実上の運用をいたしておるようになつております。

○田中(武)委員 だんだんとおもしろくなる。これはそのときの立法のときの経緯がいろいろあると思うのですよ。しかし、大体輸出についてはこ

うだ、国内についてはこうだということは一応言えるかと思う。しかし必ずしもA、B、C、D、Eグループに対する基準はないはずなのだ。これはずつと分けてみたらおもしろいものができる。それからでも一ぺん表をつくってごらん。

そこで、私が一番最初にカルテル容認政策はとるのかとらないのか、政府はカルテル禁止政策の上に厳然と立つのかどうかというのをまず確認いたしましたね。その立場から言うならば、この四十に達するところの容認立法がそういう手続においてまらまらである。その手続の方法に一つの基準がないということはおかしいじゃないですか。総務長官、四十に余るところの除外立法を全部整理して出直す用意があるかどうか。

○安井国務大臣 おっしゃる通りに統一な基準が必ずしも理路整然と分かれていないという実態もあるかと思いますが、ただそれがそれぞれの事情に応じて、必要に応じてきたというふうな関係から、これを直ちに画一的なものに仕直せるかどうかについては、相当検討を要するのではなからうかと思ひます。

○田中(武)委員 私は全部統一せよとは言っていないのです。画一的にせよと言わない。いわばAに属するもの、同意をAとしましょう。公取委員会の同意がなければならぬというのをAとして、以下B、C、D、Eとあるが、こういうものに対してはAでなければいけないのだ、これは協議でもいいのだ、これは届け出でもいいのだという、交通整理がほくは必要だと思ひます。それをいまあらためて四十立法の一々については聞きませんが、ちょっとあげてみるだけでもまらまらだ。その基準がいまのところはないのです。特に言うなら輸出向けの貨物については、中小企業についてはというぐらいいいこと、それ以外はないのです。そうするならばカルテルは禁止するのだ、こういう立場に立つ政府の立法としておかし。少なくともちゃんとした一つの基準を持つべきではないか。その基準をまずつくって下さい。そうしてその基準に対してそれぞれの立法のカルテル

を当てはめてください。そうしておかしなところは法を改正してください。何なら私の調べたやつを上げます。これで交通整理してください。やりませんか、やりませんか。

○安井国務大臣 田中委員の御説は確かに傾聴に値すると思ひます。研究はすべきものだと思いますが、実際にあたって一々が必要に応じて行なわれるものでございますから、あらかじめこれを統一的な規定でランクづけを直ちにきらつとできることは、ちょっと私も考えかねる次第でございます。

○田中(武)委員 私は画一的にあらかじめつくりあつてしまふべきだ、そしてこの種のカルテルをする場合には同意をもつていくべきだ、この種は事前通知でいいんだ、届け出でいいんだ、こういうものは持つていなくちゃいけません。政府はカルテルを禁止するたてまえに立つておられます。政府の態度からいふならば、カルテル容認行為は独禁法では禁止せられていた行為である。しかし特別な理由に基づく—それを先ほどの島田局長の答弁によるならば行政の事情に基づく、私はあえてそう言う。よつてカルテルの容認立法、独禁法の適用除外立法をつくるんだ、それならば一つの基準がなくてはならないか、そのときそのときの気分、これは協議、いやこれは届け出でいいんだ、あるいはいまままで当委員会だけでなく関係委員会における審議においても、それが国会議員の中にもはつきりしていなかつたと思う。ここで一度、日本はあくまでもカルテルは禁止のたてまえをとっているんだ、したがつて、容認するときには特別なときでなくちゃいけないのだ。私が一番初めに言ったでしょう。したがつて、その立法なり運営なり解釈はできるだけ狭く解釈すべきだ、縮小解釈をすべきである、シビアにやるべきであるということを確認したでしょう。その上に立つたら、おかしじゃないですか、それは思ひませんか。

○島田(喜)政府委員 ただいまお話しのように、原則的には禁止をしておる、例外的にこれを解除する、適用を除外するということになりまますから、その適用の除外というのは個々の政策内容によって違つてまいることでございますから、その容認あるいは緩和の手續はおのずからその具体的な個々の政策目標によつて違つてくるわけでございます。どういふ業種、どういふ範囲で例外を認めるといふことは、初めからきまつていないわけですから、例外的にやるわけですから、例外が起つてきたときに、その内容によつてその適用を解除しあるいは緩和をしていく、その態様というものはおのずからそのときに判断をすべき問題である、こういうふうに私は考えます。

○田中(武)委員 それはでたらめだ、出まかせじゃないか。そのときそのときにあつて考えるというならば、カルテルを禁止しておるといふ立場に立たぬでしよう。あなたがそんな答弁をするならば、許されぬ。カルテルの手續についてはそのときそのときによつて考えるのだということでは、私は了承できません。

○島田(喜)政府委員 ただいまお話ししたのは同意、協議、届け出、通知というふうなのは、その内容によりまして、たとえば先ほど申し上げましたように、輸出振興の場合であるか、中小企業の場合であるか、石炭の場合であるか、しかもその内容につきましても、単にカルテルのみならず、政策目的の一つの体系がございまして、その一環だと思ひますが、それぞれの要するに目的に応じて、いまの緩和の内容あるいは容認の態様が変わつてくる、こういうふうに考えます。

○田中(武)委員 最初言ったことがはつきりしなかつたからこうなつたのです。カルテル容認立法、独禁法除外立法をつくる場合の實質的要件は何かと聞いたら、それに対する答弁は明らかでなくて経済政策上必要だとか何とかということになつて、それは行政の關係上、こう言つた、そこがはつきりしないから次が出てこない。そうじゃないですか。そうすると、もとへ戻つて、もう一度

カルテル容認立法、これをつくる場合の實質的要件は何か、これがはつきりしていないのです。そうじゃないですか。きょう答弁ができなければけつこうです。あらためてひとつ十分話しましょう。ともかくカルテル容認立法、独禁法除外立法をつくるときの實質的要件がはつきりしていない。だからいま言ったように、手續がはつきりしない。そうじゃないですか、そうじゃないとおつしやるなら、御答弁願ひたい。

○島田(喜)政府委員 原則は禁止でございますから、要するに、この適用除外をする場合は特別の場合である、したがつて、その特別の場合にこれを容認する手續問題でございますから、容認の手續は、ただいま私が申し上げたようなかっこうになる、こういうふうに思ひます。

○田中(武)委員 私は絶対にいけないとは言つていない。カルテルはあくまでも禁止するのだという原則を持つ、しかし特別な經濟的の事情あるいは國民生活、関連事業の關係で、やむを得ないときに限つて例外的に認めるのだ、こゝまでは私も認める。ではその例外を認めるときは、例外はあくまでもシビアにすべきである、そうでしょう。したがつて、例外がシビアでないというなら議論しなす。原則に対する特別法、原則に対する特別法の解釈はどつてしなす。法律の原則だ。法理論からいひましよう。違ひますか。

○島田(喜)政府委員 ただいま申しましたように、たとへば国内の場合でなしに輸出の場合には、できるだけ輸出振興の立場からその例外を認める場合が国内の場合よりも緩和されてくるというのには要するにそういう輸出振興の政策目標の内容によつて違つてくるのだ、こういうふうに私は申し上げておるわけですか。

○田中(武)委員 私が言うのは、あくまでも例外だからシビアに解する、厳格に取り扱ふべきだといふことに対してあなたがいま答へられたから、それでは法律の一般原則からいひなす、そうじゃないか、こう言つた。それはそれとして、いまあなたがおつしやつた輸出の範囲、国外に対しては国内よ



うような感じのものでありまして、内容としましても、いろいろあるかと思いますが、非常に弱い場合には普通の勧告といえますか、単純な行政指導でございますか、また強い場合には特別の立法をもって調整をするというように相なるかと思ひます。

その必要な場合に二種類あるのは一体どういうわけだ、こういうお尋ねでございますが、ここで考えられますのは、比較的そういう状態が一般に予想されるというような場合に、特別立法をもってし、それから非常に緊急な、不時にそういう緊急事態に至つたというような場合には、それを待つひまがない場合に三條に基づいて勧告をする。ただしこの場合には普通の勧告でありますから、罰則もなければ強制権もない、かように非常に弱いものに相なるのではないか、かように存じます。

○田中(武)委員 抽象的にはわかつたような答弁をされたわけなんです、それじゃ私が言つたように組織の場合は立法を必要としておる、同じ減産ですよ。粗鋼の場合は行政権に基づいてなされたというものは、あなたの言う比較的緊急な場合、あるいは見通しの問題からいつてどうなんですか。区別つきますか。

○乙竹政府委員 組織は立法とおつしやいました、いわゆる独禁法の条文に基づいて不況カルテルを業界が申請をする準備をしておる。それに対して鉄鋼のほうは、不況カルテルの条文があるにかかわらず操短というふうになつた、その違いはどうかという御質問だと思つておる。どうも、担当の分野、組織について申し上げましたら、これは組織のみならず、通産省の方針として、組織局長が全省の方針のもとに動いておるわけでございますが、極力この不況を乗り切つては民間の自主的な精神と申しますか、自律的な活動と申しますか、こういうもので乗り切つていくのが望ましいという方針で動いておるわけでありまして、その方針によりまして、組織局としてもあたたかい目で綿紡業界の不況カルテルの結成の動きを見守つておる、こをいう状態でございます。

○田中(武)委員 できるならば、自主的にやるのが一番望ましいということにはわかる。そうすると、鉄鋼の場合はどうなるのか。自主的にやるとするならば、不況カルテルを申請するのが一番自主的じゃないですか。ところが、減産命令というのか、一割減産の指示をするということはどういうことなんですか。

○川出政府委員 私からお答えいたします。鉄鋼関係を所管しております、普通鋼、特殊鋼とも不況になりまして非常に困つておるわけでありまして、そういう場合の生産数量の制限あるいは販売数量の制限等につきまして不況カルテルの必要がございますので、それによつて処理をしたいという原則の方針をとつております。ただ、不況カルテルの場合にはいろいろの業界が一致して書類をつくつて申請するという形式を当然とらなければならぬわけでございます。業界が一致していくまで非常にまとまりが悪い点がございます。たとえば特殊鋼の不況カルテル、これは数量カルテル、価格カルテルをやつておりますけれども、実はこの取りまとめにも非常に時間がかつたわけでございます。しかし非常に努力をいたしましてようやく業界の取りまとめができて、不況カルテルが実施されておるわけでございます。それから現在公取のほうに申請中でございます。普通鋼のほうの厚板の関係でございます。これは中小平電炉メーカーと高炉メーカーの両方が入つておりましたので、この取りまとめにも三、四カ月の努力をしたのでございますが、ようやくそれができまして、申請の運びになつたわけでございます。先生の御指摘の粗鋼の場合でございますが、同様の方針に基づいて不況カルテルということが原則的にはいいのではないかと申すわけでございます。これは大手一貫メーカーの六社の間でもなかなか歩調が合わないわけでございます。それに加へまして、平電炉メーカー等数十社ありまして、それぞれ企業の内容も違つております。これをまとめて不況カルテルの申請をするということが實際問題として非常に困難であるという判断をいた

しまして、行政指導と申しますか、勧告に踏み切つたわけでございます。表情を申し上げます、そういうことになりなす。

○田中(武)委員 あなたはいなかつたのですが、通産省設置法三條二號の「調整」、これが一つの土台になつておるわけですか。それでいまおつしやるように、業界がまとまらないのをまとめるのが調整じゃないですか。それをこうしなさいという命令を出す、それが調整ですか。調整というものは行政権というものは、そういうものでないか。業界がいうておるのをまとめるのが調整じゃないか。そういう調整じゃないの。頭から一割減産しないことが調整じゃないの。頭から一割減産しないというふうな、封印しますとかいうことを行政権でやるというものは私はどうもかと思ふ。だから調整というものは、そういうばらばらなやつをまとめていくのが調整じゃないか。そういうことを勧告したり、それはもちろん勧告はあくまで勧告です。しかしお役人はえらいから、勧告をやる、それに従わなければやりに困るということ、むしろ産業界は公取委員会より通産省がこわいから、法律より行政権のほうが強いかもれないか。だから調整というものは私はそう解釈する。そういうばらばらな業界に対してまとめていくのが調整じゃないか。

○島田(喜)政府委員 御承知のように調整はできるだけ民間が話し合いをして、たとえばいまの問題につきましては不況カルテルを公取に申請するというのが望ましいわけでございますが、そのままとめることの主体は民間にあるわけでございます。それから、民間がまとまらない場合に、しかも緊急の事態であるかどうかという問題も考えなければならぬと思ひます。御承知のようにただいまの不況は非常に深刻でございます、一刻も早くそういう生産調整をしなければならぬという場合には、やむを得ず行政指導という形で調整をすることが必要になつてくるわけでございます、この点が

粗鋼の場合だというふうにご考へております。○田中(武)委員 それではあくまであなたに粗鋼に対する減産命令、これは行政権ででき得ると言ひ張るのですか。

○島田(喜)政府委員 先ほども御説明申し上げましたように、行政指導でございますから、これに従わない場合あり得るわけでございます。しかしその方針に沿つてこれを生産調整をするかしないかは業界がきめることでございますが、ただいま申し上げましたように、大手六社以外に平炉メーカー、電炉メーカーが八十社もあるわけでございます。この操短の話し合いというのは、これも簡単にできないということ、やむを得ず行政指導によつてその目的を達成しよう、こういうふうに通産省は考へておるわけでございます。これは強制力がございせんから、従うか従わないかは業界の判断による、ただ通産省といたしましては、できるだけそういう方向に沿つて業界が生産調整をすることを期待をいたしておるわけあります。

○田中(武)委員 自主的にやるのがたてまえなんだ。自主調整ということはこの場合は不況カルテルなんだ。したがつて法の命ずるところによつて不況カルテルを申請すべきが普通の道なんですよ。法によつてやれないところを行政権でやろうというのです。私が最初に言つておる通りに、結局法規制に対する、法支配に対する行政権の挑戦ですよ、介入ですよ、そうじゃないですか。行政権というものはあくまで限界があるはずですよ。たとえばセメント、化繊、紙パルプ等々、通産省の勧告による投資調整というものが出されております。あなたの方は特振法を出してきたが、特振法はつぶれておる。しかし特振法がなくなつて同じことをやつておる、やれると公言しているじゃないですか。法に対する挑戦ですよ。そうではないというならば、明確にひとつ御答弁願ひます。

○島田(喜)政府委員 御承知のように、設備調整にしましても、ただいまの勧告操短にいたしましても、業界の話し合いによるものではございませ

るので、個々の企業に対して政府が指導をし勧告をするわけでございます。ただいま申し上げましたように、行政庁といたしましては法律に基づかない場合でも、先ほど申し上げました所管の産業の円滑な運営と発展が行なわれる責任と任務を持つておるわけでございますから、法律がない場合には一切政府は指導をしていかぬということにはならないだろう、放置をしていいということにはならないと思います。しかしそれはやむを得ざる場合に、いまの個々の企業に対して行政指導をするわけでございます。それから設備の調整につきましても、御承知のように独禁法でこれをカルテル——設備投資調整カルテルは認められておりません。認められておりませんが、御承知のように企業間のシェア拡大競争、過当競争によりまして、あるいは設備拡張競争によりまして過剰設備がで

あるが、法律によって認められていない場合はどう言われるが、不況カルテルは認められておるのではありません。それならば粗綱に対しては不況カルテルをやるべきだとおっしゃるべきがほんとうだと思ふ。それから投資調整の問題については、これは法律を出してきただけでつづれたというものは、立法府の精神は法律によって生かされておるわけである。しかしあれは投資調整だけであつたんじゃないのです。だからあなたが一番最初に除外立法をつくる場合は万やむを得ざるに出行為である、こう言つたのでしよう。今度の場合も万やむを得ないと申しておる。それならば、法治国として、まずその前提として、なぜ法を守つていくという前提に立たないのです。法をこえて行政権を発動するということがあり得ないと思ふのです。

合があるわけでございますが、これは国民経済的に見まして必ずしも好ましくないわけでありまして。投資調整カルテルが法律によって認められておらないから、国民経済的に好ましくない、設備の過当競争はそのまます所管官庁として放任しておるべきであるかどうか、そのときには行政庁であるがゆえに所管産業の発展は、もちろん個々の企業の自主的活動によつて運営されることが最も望ましいわけでございますが、ただいま申し上げたような事態が起き、予想される場合に、できるだけこれを行政指導によりまして設備調整することは行政庁の任務であり責任である、こういうふうには考へます。ただその場合は、先ほど申し上げましたように要するに最小限度の行政指導によつて行なうべきである、できるだけ説得あるいは話し合い、あるいは自主的にその判断をするようにし向けるべきでございますけれども、やむを得ない場合には行政指導をすることが行政庁としての責任であり任務である、こういうふうに私は思

○田中(武)委員 問題は二つある。不況カルテルの問題と投資調整カルテルの問題とがあるわけであるが、法律によって認められていない場合はどう言われるが、不況カルテルは認められておるのではありません。それならば粗綱に対しては不況カルテルをやるべきだとおっしゃるべきがほんとうだと思ふ。それから投資調整の問題については、これは法律を出してきただけでつづれたというものは、立法府の精神は法律によって生かされておるわけである。しかしあれは投資調整だけであつたんじゃないのです。だからあなたが一番最初に除外立法をつくる場合は万やむを得ざるに出行為である、こう言つたのでしよう。今度の場合も万やむを得ないと申しておる。それならば、法治国として、まずその前提として、なぜ法を守つていくという前提に立たないのです。法をこえて行政権を発動するということがあり得ないと思ふのです。

○田中(武)委員 問題は二つある。不況カルテルの問題と投資調整カルテルの問題とがあるわけ

川委員「実際上のカルテルじゃないか」と呼ぶ

○田中(武)委員 いま板川君が言つたように実際はカルテルなんだ。粗綱の問題にしたつてカルテルなんだ。はつきり言つて一割減産カルテルなんだ。私は行政権が法の分野にまで入つてくることを避けるべきであると思ふ。しかも一番最初に大原則としてカルテルは禁止の立場を原則としておる。これから言へばみだりに行政カルテルというやうなものはやるべきでない。行政権による勧告なんてやるべきでない、そう考えます。あなたの答弁では私は承でかかぬ。そこで、この設置法三条二号の調整という問題について分析をしてください。全部やれということではない。いままでいろいろの単独法を出してきておるでしよう。それもこれに基づいて出したんじゃないですか。そうして一方においては法律を出さないで行政指導でやる。それはめんどうくさいから、時間がかかるから——こういうことではない。

委員長、この調整というものの解釈に対しては、私ももっと有権解釈を求めます。法制局長官あるいは行政組織法の権威者をお呼びください。そうしてこれをひとつ掘り下げて検討する必要があります。何となれば、これははつきりしなければ、行政権が法の支配にまで介入してくる。法秩序の上に立つてのゆゆしい問題である。したがつてこの問題は保留いたします。当面これはいま審議している法律とは関係ありませんから、この問題を保留いたします。有権解釈を求めます。同時にあくまで島田さんがおっしゃるなら、これによつて損害を受けた場合の救済措置、あるいは有権解釈ができなかったら、訴訟を起すこと、一べん裁判所における有権解釈を問ひましよう。ひとつこれは有権解釈を求めるといふことで、次へいきます。その行政カルテルに関連してですが、繊維の勧告採短等に対して、天然繊維と化学繊維と同じように考えちゃいけないと思ふのです。それについてはどう考えていますか。

○乙竹政府委員 勧告採短というお話がござい

というふうには努力をしております。それでその不況カルテルを結ばうという範圍、対象の商品でございますが、これは綿糸とスフ糸及びその混紡糸ということを中心にして——と申しますのは、このような商品が一番相場がくずれおります。現在のような相場が継続するならば業界そのものが危殆に瀕するといふことでございます。このやうな商品につきまして不況カルテルを結成しようという業界の動きは、もつともであるといふふうにはわれわれは考へる次第でございます。

○田中(武)委員 繊維の不況カルテルについては、この間板川君も若干触れておつたが、私はいま言つたやうに綿紡と合織紡、これを一緒に考へることはおかしいじゃないかと申しておるのです。天然繊維と合織紡は違ふのです。ということには天然繊維というものは、もうはつきり言つたら斜陽族です。化学繊維は未来の繊維なんです。そんな未来の繊維を規制していくということは、伸びようとする産業に対して悪影響を与へる。斜陽の天然繊維の場合もついでにじつくりひとつ聞こうと思つておつたのですけれども、もう時間もないから、これはまたあらためて聞くことにして、私は、天然繊維と化学繊維と別にすべきだということとは、商品取引においても言へると思ふ。商品取引の本質は何か、こう考へた場合、将来における需給の見通しを立てて値段をきめる、そして天然のなものであるから、そこに人為的以外のもの、たとえば天候とか、そういう自然現象が入つてくるところに商品取引といふものの存在があらわれる。価値があるといふか、理由がある。ところが一方、化学繊維はそういう天候とか自然現象には左右されずにコンスタントにいくわけですね。それを商品取引として指定しておるのがいいか悪いか。同時にそれが生産段階において不況カルテルとか採短とか言つておるのは統制的なものであつて、自由経済においては自由流通をたてまへとすべく、あくまで目に見ざる糸にあやつられる。アダム・スミスがいう需給関係を想定してやること



の商品取引とは違ひのじゃないか。一方において統制をやり、一方においてそりうことをやっておるはおかしいじゃないか、そりう持論を持つておられます。しかし、それはもうそのことについては飛ばします。それとも答弁があるなら、私は統制を質問しますが、そりう問題を取り上げていきたく思つておつたのです。しかし、もう時間の関係もあるから、これは一応やめましょ。あらためてやりませう。

そこで、いままでは横のカルテルを言つてきたのですが、今度はひとつ縦のカルテルについて聞いてみたい。私は縦といふことばを使つておるが、俗に言つておるカルテルを私は横のカルテルと言つておる。縦のカルテルといふことは、系列による価格の維持、競争の制限あるいは再販売価格維持契約、これによる価格の維持、こりうの維持は縦のカルテルと称しておる。そこで公正取引委員会にお伺ひいたしますが、これは昭和二十八年に十八号の告示をもつて指定した。自來水回数にわたつて再販売価格維持契約についての指定品目を指定してありますね。ところがそれは独禁法二十四条の二で要件がきまつておるはずなんです。ところが、三十年にしたやつも、その後したやつもありますが、ここにそれを全部持つておられますが、その後の科学の発達といふか、そりうのことで事情が変わつてきた、あるいは生産の状態が変わつてきて、シエアが変わつてきた。こりうときに応じて指定品目といふ商品を検討し直す必要があるんじゃないか。たとえば、この指定の告示を見ると、二十八年の九月二十日の告示十八号では、家庭用石けんといふことで化粧石けんとか洗たく石けんとかいつておる。ところがその時分には出てきたのが合成洗剤です。ああいうものが出来たときに、これをどう扱ふのか。これは石けんと洗剤を見た場合にはもうシエアがものすごく変わつてきています。あるいは、たとえば大正製薬のドリンク、あれが二十九年か、やはり告示五号何かでホルモン剤とかピタミン剤とか書いておられます。そりうことで商品

の分類が変わつてきておると思ふのです。それから生産といふか、その持つてくるシエアが変わつてきたと思ふのです。それに従つて再検討を必要とする。私はいま時間がないから一々やらすに飛ばさないか、それだけでよろしい。

○佐久間(虎)政府委員 再販売価格につきましては、御指摘のようにすでに制定されましたから十年近くになっておられます。品目の中には、指定はいたしましたがけれども、実際に行なわれてないものも相当ございまして、また行なわれてないものにつきましても、その範囲につきまして御指摘のように若干の問題が出てきておられます。この指定につきましては、法律にもございまして自由に取引が行なわれておるというところが一番大事な要件になっておるわけでございます。御指摘のような合成洗剤のようなものとか薬の一部につきましては、たはして自由な取引が行なわれておるかどうか。言いかえまして、マーケットシエアが非常に高く、一種の独占的な商品の様相を呈しておるというものも一部うかがわれるわけでございます。しかしこれらシエアも時点時点によりまして非常に流動的でございますし、それからまた商品が最近では非常に多品目のものが出てまいりまして、代替品と申しますか、それにかわる商品も非常にふえまして、どこまでを一定の分野と呼ぶかといふことについても相当の問題がございまして、公取といたしまして、御指摘のような問題は了承いたしておりました。ただいませっかく全面的に検討をいたしておるような状態でございます。

○田中(武)委員 これは、いわゆる石けん、洗剤がこうなつたといふようなこりう関係、それから生産の問題、こりうみな合せて、一たん告示したからといつてそのまま十年もほつておくといふことでは、時宜に適合して検討すべきである、そりうことを申し上げておきます。それから、たとえばカメラは指定品目になっておるが、ところが不況カルテルを許したので

ね。その場合、一方において、再販売価格維持契約の指定商品であるという場合はどういふことになるのですか。それをはずすといふことは必要ないですか。

○佐久間(虎)政府委員 カメラにつきましては告示品に指定されておられますけれども、実際に行なわれていないものもたくさんございまして、一方先日、カメラのある種類のものにつきまして数量カルテルを認めました。数量カルテルを認めますれば、価格にどの程度の影響を与えますか、価格カルテルの場合よりは多少程度が低いわけでございますけれども、当然そりう程度が低いわけでございます。またまたたまたまのところ写真機に再販指定価格につきましての運用に考慮を要すると思ひます。たまたまたたまたまのところ写真機につきましては、実際のところ再販指定が行なわれておらないので、そりう実情になっておる

○田中(武)委員 だから、指定品目にしたことが実際に行なわれていないといふようなやつは、必要ないんではないかと、告示をしたら十年あるいはそれに近い年数もほつておくといふことでは、常に検討し入れかえていくべきであり、あるいはその品目の名称等も、産業界の品物に際してかえていくべきじゃないか、ほくはそりうことを申し上げておつて、佐久間政府委員がそれを追及しませんが、こりうことであるなら、これ以上追及しません。いろいろと資料をもつて一つ一つやる用意はあるのですが、いかがですか。

○佐久間(虎)政府委員 ただいまの問題につきましては全面的に検討いたしておりますので、不要な品目につきましてははずすようなことも起こるうかと思ひます。

○田中(武)委員 それじゃ審議に協力する意味において、この点はこの程度にします。実はいろいろ品目をあげて、その場合に、品目を検討しない品目もほつておくといふことは、いわば公取委員会の怠慢だといふようなことも出てくるし、それによつて、もし第三者が、消費者が損害を受けおるときの救済法はどをだとか、行政不服審査

法にまでさかのほつてひとつ議論しよう、こりう思つておつたのですが、きょうはこれでやめて、またあらためて、委員長に言うておきますが、それは法務省も呼んで一べんやる機会を残すといふことで、この点を飛ばしませう。

次に、縦のカルテルといふことはこれはトラスト、これは独禁法では四章関係、ことに十條、十三條、十六條ですが、あたりにそりう規定があるのでありますが、これも実は系列の形式を五つに分けておるでせう。こりうことによる系列、こりうこと、こりうこと、こりうこと、系列化の状態を私なりに分析したやつがあるのですが、それをあげて一つ一つやろと思つておりましたが、これもやめておきませう。ただし、四章の各規定を、今度四章に關連する規定の改正になるのですが、やるのには最も重要なことがたくさん、十條以下に規定せられておるが、これを實際やろとしたらいまの公取じゃできない。そこで法案の審議ですから、改正点に向けないかぬと思つて、改正点に触れます。いわゆる金融機関以外の会社の株式保有の報告を総資産一億から今度五億に変えるといふわけですね。総資産といふものは、資本金に見たら大体十倍だと思ひます。そりうと一億の場合は一千万円、五億の場合は五千万円ぐらいと見ていいと思ひます。そりうと一億の場合は一千万円、五億の場合は五千万円ぐらいと見ていいと思ひます。そりうと一億の場合は一千万円、五億の場合は五千万円ぐらいと見ていいと思ひます。そりうと一億の場合は一千万円、五億の場合は五千万円ぐらいと見ていいと思ひます。

○佐久間(虎)政府委員 このたび一億を五億に改めますことによつてどの程度の変化が起こるかといふ点でございますが、資料が多少古いので十分でございますが、ただいまの一億を定められた当時、二十八年の数字といたしまして、ちやうど一億は御指摘のように資本に直しますと一千万見当になるわけでございますが、一千万円未満の会社が全体の会社の中で九八・五%を占めておつたような状態でございます。それが、これは三十八

年の数字でございますが、同じ一千万未満の会社が今度はずつと比率が落ちまして、九八・五%から九四・九%、約九五%のところまで減ってきておる、こういう状態になっております。と申しますのは、だんだん会社の規模が大きくなってまいりまして、資本金一千万円未満ではごく小さな会社まで報告をとるということになりますので、これを改めようとするわけでございますが、これを今度の案の資産五億、資本金に当てはめてみますと五千万でございますが、五千万円以下の会社について、一千万から五千万までの会社について申しますと、二十八年当時には一%程度であったのであります。それが今日ではやはりふえまして、三・七%というふうになりまして、今日申した。そして結局五千万円以上というものが今日の数字で見ますと一・二%、この程度の数字になっておまして、ちよと二十八年定められた当時に一千万円以上のものが一・四%あったのが……。(田中(武)委員「だから何社あるか、簡単に言ってくればいい」と呼ぶ) 比率がちよとどうなる数字になっておます。会社の数で申しますと、五千万以上のものが三十八年の当時で八千百一社になっておます。それから二十八年当時には、一千万以上の数字が四千三百ほどになっておます。大体比率においてほぼ同じようなところになりますので、一億を五億というふうに変更したわけでございます。

○田中(武)委員 私のほうの持つておる数字と若干違いますが、大体対象が八千社くらいだとおっしゃったんですね。私が見ておるのは、三十九年度上期法人企業統計で三十八年一月現在で五千万円以上として五千三百三十社、あなたは八千社というが、五千社以上であることは間違いない。それが一々この法律に基づいて報告しておりますか。報告を出さなかつた場合には罰則があるはずだが、公取委員会はどうしておるのか、その関係の人が何人これに専従しておるか。

○佐久間(虎)政府委員 御指摘のように五千ないし八千の会社でございますが、現実に届けてま

いっておりますのは、この三十九年度ではほぼ一割しか届け出がないというふうな状況であります。もつともこれは株式を所有しておる会社が届けてくるのでございまして、すべての会社が株式を所有しているわけでもありませんので、そのうちの相当部分は届け出を要しないものもあろうかと思はれますが、はつきりいたしません。そういう部分はお届け出がないんじゃないかというふうな考えをおるわけでありまして、これを、どういうふうにしてできるだけ届け出を要請するかということでございますが、商工会議所その他の機構を通じて出を徹底するようにいたしたいと思っております。御承知のように、ただいまこれは私のほうの経済部の企業課というところでいたしておりますが、総員が十数名でございます。このほかいろいろな会社の合併その他の仕事に追われておまして、自然手の届かないという点もございまして、今度増員をお許し得ますれば徹底してやりた

いと思っております。

○田中(武)委員 総務長官、お聞きのような状態で法律改正するのです。しても、五千社以上になる。しかも、独禁法九十一条の二によると、届け出をしなかつた、報告をしなかつたものには罰則をもつて臨むのです。ところが、人が十数名だということ、来るのを待っているだけだ。来たやつは、実際調べるところまで行かずに、どこかに積んでおくだけでしょ。積極的に調査して——届け出すべきものが届けていないのですから、独禁法の九十一条の二の罰則適用というのはどうしてできないのです。そうすると、わかり切つた空文になることをわれわれは審議しておることになるでしょう。そこで、公正取引委員会の陣容というものを強化しなくてはならぬ。それには予算もつけなくてはならない。わずか十人、十二人ふやまして、仙台に出張所をつくつたぐらゐで何になりませんか。公正取引委員会のそういう法律にきめられておることが実際においてはできないでしよ。あなた方の任務は独禁法の番人、

これがあなた方の仕事なんです。しかも、法の改正をいまやっておるのです。改正を一億から五億にしてみても、実際は手が回らない、何もできないというのが実情なんですね。ならば、もつと勇敢に、これだけの人員があれば完全に独禁法が運営できます。独禁法の番ができません。こういうのを立てて、勇敢に予算を要求すべきです。それに対して、総務長官、政府はあくまでも独禁法をから回りさせない、最初確認したように守るのだ、こういう上立つならば、空文化するような規定だけ持っておつても、実際人員の面においてできないということであれば、できるやうにしないでほしい。そこで——いろいろありますが、もう私は申しません。あらためてまたやる機会もあるから。

そこで、勇敢にひとつ佐久間さん、何人あればこの法律で完全に監視できるか、こういうことの計画を立てて政府へ要求してください。それに対して、総務長官、四十一年度予算においてその要求を——大蔵省等も何かあるでしよ。しかし、全面的に入れるような努力をしてもらいたい。まづ公正取引委員会はそういうことの計画を立ててください。そして、それができたところであらためて、委員長、大蔵大臣にも来てもらつて——法律が空文化しておる。動かないことがわかり切つたやうな予算なら、あるいはそんな陣容なら要らないわけだ。だから、独禁法を守るか守らないのか。飾りじゃないのだ。それなら、これだけの人員が必要じゃないかということ、議論をいたしたいと思ひます。佐久間委員長代理、あなたはひとつ勇敢に、これだけあればできるということ、思い切つた計画を立ててください。総務長官は、それに従つて四十一年度の予算において努力をするというか、それが入るやうに献身的な努力をするということをお誓つていただきたい。いかがですか。

つきまして検討いたしましたして、大蔵省その他に折衝いたしたいと思ひます。

○安井国務大臣 公取委員会とも十分打ち合わせしまして、御趣旨の点について最善の努力をいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 まだたくさんあるのですが、時間の関係があるから、結論だけ申します。

先ほど来二時間近くやりました結論は、まず第一に、独禁法適用除外カルテルに対していろいろ問題が残つておる。その一つは、法律技術的な措置が必ずしも統一せられていないということ、容認基準などの実質的な確保がござなりになっておる、こういうことに尽きるところです。もう一つは、これは通産省では意見があるだろうが、行政権と法律との限界、こういう問題になります。その点については、はっきりしたことを結論づけられる機会を持ちたいのと、同時に法の統一的措施等については、ひとつ総務長官を政府の代表者として私は要望しておきます。

最後に一つ、総務長官を政府の代表として——いまここにおられるのはあなたただけですから、だめを押しおきたいのですが、現在の不況ムードを背景として、産業界にはまたぞろ独禁法緩和改正論が出ておます。それに対して当然公正取引委員会は反対しておる。通産省も反対でございますが、反対のやり方は若干違ひ。これ以上言いません。あるなら、それがどういふ目的の反対をしておるかということまで暴露してもよろしい。言いません。そこで、独禁法改正ということについては、そういうやうなことに耳をかさず、き然とした態度で、最初確認したやうにカルテル禁止政策は守つていく、独禁法はあくまで守るということ、政府代表として確認してください。

○安井国務大臣 当初御答弁いたしましたやうに、独禁法は守つていくという立場はくずしておりません。

○内田委員長 おはかりいたします。

本案の質疑はこれを終局するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案の質疑は終局いたしました。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内田委員長 次に、三党を代表して板川正吾君外二名から、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者より趣旨の説明を聴取いたします。板川正吾君。

○板川委員 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、その趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

本委員会は、最近の経済情勢における公正取引委員会の重要性にかんがみ、過去再三にわたりその機構の拡充について、附帯決議を行なってきたが、なお依然として十分ではなく、今回の改正もまた若干の拡充にとどまっている。

この際政府は、公正取引委員会の機構を抜本的に拡充強化するため、特段の措置を講ずべきである。

以上であります。

御承知のとおり公正取引委員会は、物価対策の一端としての違法な価格協定の取り締まり、不当景品、不当表示の防止、下請事業者の保護あるいは管理価格、歩積み而建て問題等、国民生活にきわめて重要な業務を担当しており、最近の経済情勢において、その重要性はますます高まっている

のであります。しかるに、その陣容は必ずしも十分な体制にないため、本委員会においては、独禁

法改正案審議の際、再三にわたりその機構の拡充について附帯決議を行なってきたのであります。その結果、漸進的ではあります、年々人員も増加され、地方事務所も増設されてまいりました。しかし公正取引委員会の業務の重要性に比し、人員、地方事務所等、その機構は、なお依然としてきわめて不十分であり、今回の改正をもつてしても十分ではないのであります。

この際、政府は、本委員会の再三の附帯決議の趣旨を体し、また公取の重要性に深く思いをいたし、公正取引委員会の機構の抜本的拡充強化をはかるべきであります。

委員各位の御賛同をお願いして、趣旨の説明を終わります。（拍手）

○内田委員長 以上で説明は終わりました。直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○内田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、安井総理府総務長官から発言を求められておりますので、これを許可いたします。安井総理府総務長官。

○安井国務大臣 本案を御採決いただきまして厚く御礼を申し上げます。

なお、附帯決議の内容につきましては、十分にその御趣旨を体しまして今後も善処いたしたいと思っております。ありがとうございました。

○板川委員 いま、この附帯決議の精神を尊重するといふ大臣のお話がありました。実はいままで附帯決議をして翌年になると大臣がかわってしまつて、そつしてちよつぱり人をふやす程度しか

改革といふか拡充といふか行なわれなかつた。そこで今回は、この附帯決議ができて、少なくともあと一年間大臣をやりますね。次の通常国会には予算案が出ますから、その際には、ひとつたたいまの約束を十分守つていただきたいということを

特に要望しておきます。

○内田委員長 おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に記載〕

○内田委員長 次会は来たる八月十日火曜日午後一時から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

昭和四十年八月九日印刷

昭和四十年八月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局